

医療費助成までの流れ(申請方法)

ステップ1 書類を医療機関で記載してもらう

① 医療記録票

医療機関窓口または保険薬局にて治療状況について記載してもらう。

※交付申請後も治療を受ける度に記載が必要となります。

② 臨床調査個人票

指定医療機関にて診断状況について記載してもらう。

※以上の書類の様式については、医療機関または保健所で入手することができます。

ステップ2 参加者証の交付申請を行う

上記書類と併せて、住民票などの必要書類をそろえ、お住まいの地域の保健所に申請を行ってください。

※参加者証の申請から交付まで3か月程度かかります。

※必要書類は県ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

ステップ3 医療費の助成（参加者証の取得後）

参加者証が交付されましたら、助成が受けられる状態になります。

※参加者証の有効期間は申請月の1日から1年間であるため、申請月から参加者証が交付されるまでの治療費に関しては償還払い手続きを行ってください。

申請・お問い合わせ先

最寄りの区役所または保健福祉(環境)事務所までお問い合わせください。

北九州市	門 司 区	093-331-1888	福岡市	東 区	092-645-1078	筑 紫	092-513-5583
	若 松 区	093-761-5327		博多区	092-419-1091	粕 屋	092-939-1534
	戸 畑 区	093-871-2331		中央区	092-761-7340	糸 島	092-322-1439
	小倉北区	093-582-3440		南 区	092-559-5116	宗像・遠賀	0940-36-2366
	小倉南区	093-951-4125		城南区	092-831-4261	嘉穂・鞍手	0948-21-4815
	八幡東区	093-671-6881		早良区	092-851-6012	田 川	0947-42-9345
	八幡西区	093-642-1444		西 区	092-895-7073	北 筑 後	0946-22-3964
						南 筑 後	0944-69-5405
			久留米市	0942-30-9724	京 築	0930-23-2690	